

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例							
主管課	建築住宅課							
根拠法令等	建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）							
<p>【改正の概要】 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとするため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【内容】 建築基準法の一部改正により追加される事務のうち、下記の事務について、新たに権限移譲等を行う。</p> <p>○既存不適格建築物の工事の全体計画及び全体計画の変更の認定の「申請の受付」並びに当該申請に係る「申請書の知事への送付」に関する事務</p> <table border="1" data-bbox="236 853 1390 1081"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物を従来と異なる用途に使用する場合、建物全体について現行制度に適合するよう改修する必要がある。</td> <td>⇒</td> <td>予め段階的な改修計画を作成することで、建物全体を即座に法適合させずとも、建物を使用することが可能となる。 (法第87条の2第1項、第2項)</td> </tr> </tbody> </table>			現行		改正後	建物を従来と異なる用途に使用する場合、建物全体について現行制度に適合するよう改修する必要がある。	⇒	予め段階的な改修計画を作成することで、建物全体を即座に法適合させずとも、建物を使用することが可能となる。 (法第87条の2第1項、第2項)
現行		改正後						
建物を従来と異なる用途に使用する場合、建物全体について現行制度に適合するよう改修する必要がある。	⇒	予め段階的な改修計画を作成することで、建物全体を即座に法適合させずとも、建物を使用することが可能となる。 (法第87条の2第1項、第2項)						
施行日	公布の日							
<p>【その他参考事項】</p>								